

## 転出するとき

市民課 ☎(32)8896

転出予定日の30日前から転出届出をすることができます。転出証明書を発行しますので、新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。

| 担当課名                        | 該当事項                                        | 下野市での手続き                                                                                                                   |
|-----------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民課<br>☎(32)8896            | 印鑑登録をしている方                                  | 印鑑登録証をお返しください。                                                                                                             |
|                             | 国民健康保険に加入している方                              | 国民健康保険被保険者証をお返しください。転出先が特例対象施設(病院、福祉施設、介護施設等)の場合や、大学進学等のために転出する場合は、手続きが必要となるためお申し出ください。                                    |
|                             | 後期高齢者医療制度に該当する方                             | 後期高齢者医療被保険者証をお返しください。県外へ転出する方は、負担区分証明書の交付を受けてください。                                                                         |
|                             | 介護保険被保険者証の交付を受けている方                         | 介護保険被保険者証をお返しください。                                                                                                         |
| 社会福祉課<br>☎(32)8902          | 各種医療費受給資格者証(こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者)をお持ちの方  | 医療費受給者証をお返しください。また、下野市に住民票がある間の医療費助成申請をすみやかに行ってください。申請済の医療費が振り込まれるまで口座を解約しないでください。                                         |
| 社会福祉課<br>☎(32)8900          | 特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方          | 転出先の市町村福祉課で手続きをしてください。                                                                                                     |
|                             | 難病患者等福祉手当を受給している方                           | 資格喪失届を提出してください。手当の振込まで口座を解約しないでください。                                                                                       |
|                             | 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方 | 転出先の市町村福祉課に、手帳・受給者証を持って変更届を出してください。療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの県外に転出する方は、転出先で新規交付になりますので、写真(縦4cm×横3cm、上半身無帽)と印鑑を持って手続きをしてください。 |
| 高齢福祉課<br>☎(32)8904          | 介護保険の認定を受けている方                              | 転出された日から14日以内に転出先で手続きをしてください。                                                                                              |
|                             | 介護保険の認定申請中の方                                | 転出する旨をご連絡ください。                                                                                                             |
| 子育て応援課<br>☎(32)8903         | 児童手当を受給している方                                | 転出予定月までは下野市から支給されます。手当の振込まで口座を解約しないでください。転出先で、転出予定日の翌日から15日以内に新規申請をしてください。                                                 |
|                             | 児童扶養手当・遺児手当を受給している方                         | 転出届等を提出してください。                                                                                                             |
|                             | 保育園・認定こども園・幼稚園に在園または入園申し込み中の方               | 下野市民としては一度退園になりますので退園届を提出し、転出先市町村で市外の方として再度入園申し込みをしてください。                                                                  |
| こども家庭センター「ふわり」<br>☎(32)8921 | 妊娠中の方・乳幼児がいる方                               | 転出先で、母子健康手帳や妊産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票などを提出してください。妊婦健診受診票などの交換や、お子さまの健診などの案内があります。                                                |
| 健康増進課<br>☎(32)8905          | 定期予防接種において未接種の予防接種がある方                      | 転出先の市町村で、未接種の予防接種についてご相談ください。転出手続き後、下野市の予診票は使用できません。                                                                       |
| 環境課<br>☎(32)8898            | 犬を飼っている方                                    | 転出先で、下野市の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票を提出してください。                                                                                        |
|                             | 市営墓地をお持ちの方                                  | 転出先の住民票(本籍・世帯主記載)、市営墓地使用許可証を持って、環境課で手続きをしてください。                                                                            |
| 企業経営課<br>☎(32)8911          | 上・下水道を使用している方                               | 転出する旨をご連絡ください。                                                                                                             |
| 学校教育課<br>☎(32)8918          | 小・中・義務教育学校に在学している方                          | 在学している学校で在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受け、転出先の学校へ提出してください。引き続き市内の学校へ在学を希望する場合は、学校教育課にご相談ください。                                        |
| 税務課<br>☎(32)8892            | 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方        | 転出先でそのまま使用する場合、新住所の市町村で標識変更の手続きをしてください。廃車する場合は、税務課で廃車手続きをしてください。                                                           |
|                             | 普通自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方                  | 新住所地管轄の運輸支局で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。                                                                                      |
|                             | 軽自動車(四輪)をお持ちの方                              | 新住所地管轄の軽自動車検査協会住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。                                                                                   |
|                             | 税金の納付方法について                                 | 税務課でご確認ください。                                                                                                               |